

さいたま市告示第621号

さいたま市青山苑施設等管理業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市青山苑施設等管理業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 日本美装株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市浦和区常盤9丁目14番6号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月30日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月30日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

(1) 墓地管理料

(2) 納骨堂使用料

(3) 和室祭壇使用料

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所

(2) 電話 048(686)3499